

# 相続対策丸ごとサービス（生前相続対策業務）

## 生前相続対策業務はこんな方にお勧めです！

- ✓ 相続税が将来かかるかどうか心配
- ✓ 将来家族がもめないように対策を立てたい
- ✓ 相続税をできるかぎり節税したい
- ✓ 子どもがいないので、配偶者の生活を保障したい
- ✓ 将来、前妻(夫)との子どもとの間で遺産争いが起こることを避けたい
- ✓ 血縁のない人や施設にも自分の財産を渡したい

## 生前相続対策の業務の流れと当事務所のサービス内容

### 1 相続対策の設計 (相続発生後に向けた準備)

ご家族関係や財産状況に応じて、必要な対策や手順は異なります。将来の遺産分けをイメージすることで、今すべき対策や施策がはっきりします。

### 2 推定相続人の確定 (相続関係説明図の作成)

相続対策のためは、本人が亡くなった際の相続人は誰か、相続分はどれ位あるか確認しておく必要があります。推定相続人を確認するために必要な情報の収集を行い、相続関係説明図を作成します。

### 3 相続税シミュレーション (相続税診断)

相続税が将来かかる可能性があるか、かかる場合はどのような対策を行うべきかを計算します。シミュレーション後には、提案書をお渡しいたします

### 4 保険による節税対策

生命保険を活用することで、手軽に節税ができます。相続対策をきっかけに、今までかけてきた保険の見直しも可能です。

### 5 贈与契約書の作成と 金銭受け渡しのアドバイス

単に他の口座に送金するだけでは、「みなし贈与」と呼ばれるように贈与とはみなされず、税務署から却下されることがあります。贈与契約書の作成と正しい手続き方法をアドバイスします。

### 6 税理士紹介（相続税が 将来かかる見込みのあるお客様）

税理士の提案方法によって、相続税の課税額が変わってくるため、専門家を選ぶことが重要です。同業者として専門性の高い税理士をご紹介します。

### 7 遺言書作成サポート (遺言内容の検討、草案作成)

遺言書は、決められた書式や内容を守らなければ無効となってしまいます。また、遺言がある故に争いになってしまうことは避けるべきです。専門家が思い実現のためのサポートを行います。

### 8 公証役場に対する対応 (公正証書遺言の場合)

公正証書遺言の場合、原案作成後、公証役場に対する対応や、公証役場での証人立会いなど、公正証書遺言作成に必要な各種の手続きを代行します。

# 相続対策丸ごとサービス（生前相続対策業務）



家業、家屋、土地・田畑や先祖のお墓の管理や相続のこと、相続税節税のために今からできる節税対策など、将来に備えて準備をすべきことが沢山あります。ご家庭事情により、財産の種類や、遺産分割のご希望、適用できる相続税控除は異なります。まずは、何から整理をして、何をすればよいのかを、専門家が一括でアドバイス、サポートを行います。

## 相続税対策・生前対策を考える場合の3つのポイント

### 1 相続対策の設計 (相続発生後に向けた準備)

まずはどれだけ相続税がかかるかを把握し、その上で必要な対策を検討します。



### 2 相続対策の設計 (相続発生後に向けた準備)

不動産が多い、預金が多い、など財産の種類によって適切な対策方法が違います！



### 3 相続対策の設計 (相続発生後に向けた準備)

家族関係によって、相続税の減額控除が使える場合と使えない場合があります。



## 生前相続対策業務の料金

プラン	料金	内容
相続対策丸ごとサービス	10万円 + 財産額 × 0.5% (税別)	相続税シミュレーション 相続対策コンサルティング 遺言、贈与契約案のご提案 遺言書の作成 公証役場への立会い 贈与契約書の作成 贈与登記（2物件） 保険の提案

※財産額は、お客様からの提示資料を元に、相続税評価額における各種特例適用による減額、債務控除前の金額をいいます。ご相談や提案を当事務所で行うことができない場合には、ご自宅や施設への出張も可能です。

出張が必要な場合は、日当として半日の場合は1万円、1日の場合は2万円をいただきます。

※手続きに必要な書類一式を収集、作成します。

※生前贈与による不動産名義変更手続き（2物件まで）含みます。超過部分は別途費用が加算されます。

※遺言作成にあたっての証人（2名）は、原則として当事務所のスタッフが担当いたします。

※相続税シミュレーション、相続税対策のご提案は、提携税理士が担当します。ただし、別途費用が発生します。

※オプションにて暦年贈与に対応するための毎年毎の贈与契約書作成管理（年1万円）を承っております。

※上記報酬のほか別途登録免許税等の実費が必要です。

## 司法書士法人アドヴァンス

〒849-1312

鹿島市大字納富分2615-3（鹿島市役所から南へ徒歩1分）

☎ 0954-63-9565